

2019年10月23日(水)

宮城県民間資金等活用事業検討委員会

委員長 増田 聡 様

**「宮城県上工下水一体官民連携運営事業（みやぎ型管理運営方式）実施方針」策定に係る
意見書**

命の水を守る市民ネットワーク・みやぎ

共同代表 佐久間敬子

中嶋 信

日頃の貴委員会の皆様の熱心なご活動に敬意を表します。

<初めに>

私たち、命の水を守る市民ネットワーク・みやぎは、本年8月27日に宮城県知事及び公営企業管理者あてに、「みやぎ型管理運営方式」導入に係るスケジュールを全面見直しし、情報公開・県民理解を徹底し、同時に受水市町村とその議会、県議会での熟議を尽くすことを最優先すべきとする要請書を提出いたしました。この要請のなかで、9月2日から開始予定のパブリックコメントの中止と11月県議会への「実施方針条例」提案方針の撤回を求めました。

この要請書に対して、宮城県は8月30日に、「これまで以上に、丁寧な説明と情報発信に努め、早期実現に向け、パブリックコメントや条例改正等、予定どおりに進めていきます」と回答し、9月2日から30日までパブリックコメントが実施されたことはご承知のとおりです。

私たちは、「『情報公開』と『合意形成』が全く不十分な状況にあるなかで、当初計画スケジュールどおりに進めることは極めて強引な進め方であるとの考えから、パブリックコメントに対し「多くの県民の皆さんがこうした県の進め方を含め、実施方針素案について声を挙げていただくこと」を呼びかけました。

パブリックコメントでは約640件の意見が寄せられたと報道されています。今年度を実施された他案件のパブリックコメントで、すでに「県の考え方」が公表されている4件の案件中、意見提出なしが2件、意見提出者1人が1件、同16人が1件であったことから見ても、いかに今回の「みやぎ型管理運営方式」に対する意見表明者が多かったかがわかります。また約640件のうち多くが「みやぎ型管理運営方式」やその検討経過に対し、否定的意見だったことも側聞しております。

このような経過を踏まえ、私たちは、貴委員会運営要領「(所管事務) 第 2—(1) —ニその他事業に関し必要な事項」の定めに係るものとして、10 月 28 日に開催される貴委員会へ意見を表明し、ご審議をお願い申し上げます。

<私たちの意見>

1. 県民への情報公開や説明は、いまだ全く不十分なままで、貴委員会で「実施方針」を決定することは、民意を反映しないものです。

本年 2 月 6 日に開催された貴委員会の議事録によれば、「徹底した情報公開と合意形成をぜひお願いしたい」、「ぜひ明確に計画を立てていただきたい」という委員の意見に対し、県は「県民の方々に対してはシンポジウムを開催しておりまして、(中略)それで十分かと言われると、仰るとおり、まだ十分ではありません。なかなか理解が進んでいないところがありました。」とし、「出前講座なども(中略)予定」と答えています。

しかし、シンポジウムへの一般県民の参加者数は、のべ約 100~200 名程度でしかなく、県自身が主催した県民向けの説明会は一度も開かれませんでした。仙台市との共催で仙台市民向けに市民説明会(9 月 20・23 日)が開催されましたが、仙台市主導の開催で、県のホームページには開催案内も掲載されませんでした。そして市民説明会では、「みやぎ型管理運営方式」に対する強い疑問や、県の進め方に対する批判が相次ぎました。メディアでは「参加した人からは詳しい説明を求める声が相次ぎました」(NHK)、「料金や水質、不安の声が相次ぐ」(河北新報)と報道されています。

こうした状況を見無視して、所謂「PFI 法」や「PFI 事業実施プロセスに関するガイドライン」に定めるステップを急ぐことは、到底多くの県民の理解を得ることはできず、将来に禍根を残すことになりかねません。

いま求められていることは、貴委員会で表明された「県民への情報公開と合意形成に対する懸念」が解消したのか?という判断ではないでしょうか。それが曖昧なまま「実施方針」を確定させることは民意に背反するものであり、止めるべきであると考えます。

2. 県議会での熟議が全く不十分なまま、11 月議会で「実施方針条例」を議決することを貴委員会は許容すべきではないと考えます。

私たちが 10 月 15 日に公表した「10.27 施行の宮城県議会議員選挙水道問題アンケート集計結果」に、77 人の立候補予定者中 39 名(回答率 50.6%)が回答を寄せました。その内、「県民に対する情報公開と説明、受水市町村の合意形成の程度」について、「十分に行われている」と回答した人はいませんでした。約 70%の人が「十分に行われてはいない・まったく不十分である」と答えています。また、「これまでの県議会における熟議の程度」については、「十分に行われてきた」と回答した人が 1 名だ

けで、約 65%の人が「十分に行われてはいない・まったく不十分である」と答えているのです。

さらに重要なことは、11月議会に条例案を上程することに対して、約 62%の人が「反対」、約 26%の人が「どちらとも言えない」と答えています。提案された条例案に対する賛否については、約 46%の人が「反対」、約 33%の人が「どちらとも言えない」と回答しています。

このような結果は、そもそも「みやぎ型管理運営方式」に対する県民理解が進んでいないことが立候補予定者の回答に反映していると言えるのではないのでしょうか。そして、議会での熟議が尽くされないまま、拙速に 11月議会に条例案を上程すること自体に無理があることを示しているものと考えます。

貴委員会が、県議会での熟議が尽くされてきたのかどうか、この点をどう認識するか、「実施方針」を策定するうえで不可欠であると考えます。熟議が尽くされてこなかったと回答する県議員選挙立候補者がこれだけいるなかで、貴委員会は 11月議会に県が条例案を上程することの当否に関して見識を示すべきであり、そのことは2月の貴委員会議論の内容及び貴委員会に課せられた重大な職責からしても求められると考えます。

3. 貴委員会では第1回委員会において、委員会を「原則として非公開とする」ことを決定していますが、基本は公開とすべきものと考えます。

本来、情報公開条例第19条では、会議は「公開する」とされています。非公開とする場合は、極めて限定的に「非開示情報が含まれる場合」と「公開により公正・円滑な運営に支障が生ずる場合」の二つだけです。

貴委員会は、第一回委員会時に公開の可否について、「原則として非公開とする」ことを決定しました。非公開とする理由は、「民間事業者の事業活動等に影響を及ぼす可能性があること、また、民間事業者の選定にあたり、選定の公正・円滑な執行に支障が生じる可能性がある」としています。

しかし、それらの理由にかかわらない審議事項に関しては、情報公開条例に従い、公開すべきです。特に「実施方針策定」段階（所謂「ステップ2」段階）では、「実施方針策定・要求水準書（案）、モニタリング基本計画書（案）」の審議が行われるものと推察いたしますが、それらの審議において、民間事業者の事業活動等に対する影響や民間事業者の選定に支障が生じる可能性は極めて低いものです。

貴委員会での審議運営にあたっては、基本は公開とし、仮に「非公開とする場合」に該当する審議部分がある場合だけ、一部を非公開とする運営にすべきであると考えます。

以上